

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	3
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (3件) (漁港漁場課)	3
○道路の供用開始 (2件) (道 路 課)	4
○都市計画の変更 (2件) (都市計画課)	4
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	4
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出 (会計管理課)	4
高知県公安委員会告示	
○告示 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱) の一部改正	5

規 則

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第104号

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則
 高知県宅地建物取引業法施行細則（昭和40年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。
 第6条第1項後段及び第2項後段を削る。
 別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 免許証番号 高知県知事（ ）第 号
 商号又は名称
 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
 電話番号

宅地建物取引業従業者変更届

宅地建物取引業に従事する者の名簿に変更がありましたので、高知県宅地建物取引業法施行細則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

区分	事務所名	氏名	生年月日	職務内容	変更年月日	宅地建物取引士資格登録番号	従業者証明書番号
退職 (転出)							
雇用 (転入)							
備考							

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第6条関係)

高知県知事 様		年 月 日	
氏名			
宅地建物取引士資格試験受験申込書 年度の宅地建物取引士資格試験を受験したいので、次のとおり申し込み ます。 なお、この申込書に記載している事項については、事実と相違ありません。			
フリガナ 氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日	
現住所	郵便番号	電話番号	本籍地都 道府県名
勤務先	商号又 は名称		
	所在地	郵便番号	電話番号
登録講習修了試験合格年月日	年 月 日		
登録番号	第 号	修了番号	第 号
高知県収入証紙貼り付け欄			写真貼り付け欄
<p>注 1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 黒又は青のインク又はボールペンで丁寧に記入し、数字は、算用数字を用い てください。</p> <p>3 「性別」欄は、該当するものを○で囲んでください。</p> <p>4 高知県収入証紙には、消印をしないでください。</p> <p>5 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長 さ5センチメートル、横の長さ4センチメートルのものとしてください。</p> <p>6 申込み後に現住所に変更があったときは、直ちに文書で連絡してください。</p>			
※ 登録講習修了 試験合格年次	※ 受付年月日	※ 受付番号	※ 受験番号
	※ 合格番号	※ 担当者	
年			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の前日に宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第67号)第1条の規定による改正前の宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第10条の5第6号の登録講習修了者証明書を交付され、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第3項の規定による試験の一部の免除を受けようとする者の受験の申込みについては、この規則による改正後の高知県宅地建物取引業法施行細則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第639号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大正字大平897の1、898、字大平山1391の3、1391の9、字南溝ノ平1493の116、字溝ノ平1495の13、1495の14、1495の22
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第640号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定に

より当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和6年1月25日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年9月29日

室戸岬漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.33メートル)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
室戸市室戸岬町 室戸岬漁港加工場用地
令和5年7月26日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年7月26日午前10時
室戸市室戸岬町 室戸岬漁港加工場用地
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
室戸岬漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先
安芸市矢ノ丸一丁目4番36号 高知県安芸土木事務所維持管理課(電話番号0887-37-9306)

高知県告示第641号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和6年1月25日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年9月29日

野根漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長7.00メートル、

船幅1.70メートル)

- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

安芸郡東洋町野根 野根漁港漁船保管施設用地
令和5年7月26日午前9時

- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年7月26日午前10時

安芸郡東洋町野根 野根漁港漁船保管施設用地

- 4 所有者等の行うべき措置

工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

- 5 漁港管理者の措置

野根漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

- 6 問い合わせ先

安芸市矢ノ丸一丁目4番36号 高知県安芸土木事務所維持管理課(電話番号0887-37-9306)

高知県告示第642号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和6年1月25日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年9月29日

加領郷漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻(船名ヒロ(博)、船舶番号K03-13418、船長4.82メートル、船幅1.55メートル)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
安芸郡奈半利町 加領郷漁港野積場用地
令和5年7月26日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年7月26日午前10時
安芸郡奈半利町 加領郷漁港野積場用地
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の

指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

加領郷漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

安芸市矢ノ丸一丁目4番36号 高知県安芸土木事務所維持管理課(電話番号0887-37-9306)

高知県告示第643号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年9月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町立川下名字キタムキ454番1から 長岡郡大豊町立川下名字フキコシマヤ1768番4地先まで	294	令和5年9月29日

高知県告示第644号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年9月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

安芸市奈比賀字北平1743番2	23	令和5年9月29日
-----------------	----	-----------

高知県告示第645号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
中村都市計画公園(9・6・1号土佐西南大規模公園)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更(廃止)する部分
四万十市平野字駄馬芝の全部並びに字六反地、字横山、字東横山及び字茶畑の各一部

四万十市双海字吉平山、字大磯山、字大磯ダバ、字磯崎、字茶ダバ、字池ノ谷、字廿八代ノ谷、字子ソ山、字南ダバ、字城山、字カキカクヒ山、字水尻山、字沖ノ谷及び字古宅山の全部並びに字谷口平山、字茶畑谷、字中平ノ山、字道沖平ノ山、字北平ノ山、字井林、字下タノ濱、字本ダバ、字セドノ谷、字茶釜ツル、字船見山、字馬ノ打上ダバ、字ゴマ尻谷、字上ノ岸濱、字吾平山、字仁尾ダバ、字ドヲキウボリ及び字小竹ノ下の各一部

- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課、四万十市役所及び黒潮町役場

高知県告示第646号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
幡東都市計画公園(9・6・1号土佐西南大規模公園及び9・5・2号土佐西南大規模公園)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更(廃止)する部分
幡多郡黒潮町浮鞭字西クグウ、字東唐人山及び字北中島橋詰の全部並びに字東クグウ、字南馬場及び字北馬場の各一部
幡多郡黒潮町入野字井流ノロ、字北ヒジリ、字東ヒジリ、字西ヒジリ、字南ヒジリ、字馬爪、字柳原、字東浜林、字沖ノ前、字西沖ノ前、字北神上、字カキセ及び字六地藏の各一部

幡多郡黒潮町田野浦字古城、字古城東平、字牛ノ首、字上谷、字ヲチキガ谷、字中見谷、字大ミササイ、字後山及び字十蔵ガダバの全部並びに字古城西平、字東カキゼ、字家ノ後山、字ミササイ谷、字大岩及び字東頭ヶ谷の各一部

幡多郡黒潮町出口字ゴマジリ濱ノ上へ、字沖ノ田、字濱松林、字松下タ川、字濱畑、字コヒラミ、字ハマキシ及び字ダババタの各一部

幡多郡黒潮町佐賀字海中巖石の全部並びに字城山、字五反地、字海雲寺、字上灘山、字小濱、字会所、字門前及び字戒ヶ森の各一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課、四万十市役所及び黒潮町役場

高知県告示第647号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西野字ヌノ丸552番5	香南市野市町西野字ヌノ丸567番	10.70 }	156.00
		21.30	

高知県告示第648号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市知寄町三丁目41番地1
株式会社ネクスト
代表取締役 久岡 征司
(変更後) 高知市東城山町81番地
株式会社ネクスト
代表取締役 久岡 征司
- 2 変更年月日
令和3年7月15日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第22号

令和5年4月高知県公安委員会告示第6号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

表中

「

大久保正司	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
谷 巧		
正木 孝明		

」

を

「

谷 巧	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
正木 孝明		

」

に改める。